

登米市市民意見公募手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民意見公募手続（パブリックコメント）（以下「意見公募手続」という。）について必要な事項を定めることにより、施策の形成過程において市民等の市政への参加機会を拡大させるとともに、行政としての説明責任を果たすことにより、透明で開かれた市政運営を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 意見公募手続

本市の施策の立案過程において、趣旨、目的、背景等を広く公表し、これに対して市民から提出された意見の概要及び当該意見に対する本市の考え方を公表することをいう。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、消防長、水道事業管理者、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市民等

登米市政に関心ある者すべてをいう。

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となる施策は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市の基本的な制度、計画等の策定又は改廃

(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）、規則等の制定又は改廃

(3) 前2号に掲げる施策以外の市の主要施策

(4) その他実施機関が必要と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には公表しないことができる。ただし、第3号による理由により対象としなかったときには、速やかに、その理由及び施策の内容を公表しなければならない。

(1) 法令に基づく制度の新設又は改廃で、市の裁量の余地がないとき。

(2) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧の手続きが定められ、市民等の意見を反映する機会が確保されているとき。

(3) 緊急その他やむを得ない理由のあるとき。

(施策の公表)

第4条 実施機関は、施策に係る次の各号に掲げる事項を公表し、当該施策の内容を市民等が理解できるように努めなければならない。

- (1) 事業の必要性、市民及び事業者への効果、その他施策の立案に至った考え方
 - (2) 市民等の理解を深めるために必要な資料
- 2 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所において閲覧並びにホームページへの掲載等によって行う。
- 3 実施機関は、施策等の名称、概要、意見の提出期間、閲覧場所等について、ホームページ等により広く市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見の提出)

第5条 市民等からの意見の提出の期間は、施策の公表の日から原則として1か月以上の期間とし、市民等が計画等の案についての意見を提出するために要する時間等を考慮して実施機関が定める。

- 2 前項の規定による意見は、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参する方法によって受け付けるものとする。
- 3 意見を提出しようとする市民等には、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。

(意見の取扱い及び計画決定後の公表)

第6条 実施機関は、提出された意見を考慮して施策の意思決定を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行なったときは、速やかに、その意見の概要、市民等に対しての実施機関の考え方、その他必要な事項を公表しなければならない。
- 3 前項の規定による公表は、第4条第2項及び第3項の規定を準用し、閲覧期間は原則として1か月以上の期間で実施機関が定める。

(報告及び一覧表の作成)

第7条 実施機関は、意見提出手続きを実施したとき又は結果を公表したときは、直ちに別に定める様式(様式第1号、様式第2号)により総務部市長公室に報告するものとする。

- 2 総務部市長公室は、意見提出手続きを行っている又は行った案件の一覧を作成し、市のホームページ等に掲載するものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見公募手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月6日から施行する。

総務部長殿

市民意見公募手続 開始報告書

下記のとおり市民意見公募手続を開始するので報告します。

担当課名	担当者 内線
案件名	
公表している資料名 (複数ある場合はすべて記入)	
資料の公表手段（該当番号に「○」印を記入のこと。複数可）	1 実施機関窓口等での配架又は配布 2 市ホームページへの掲載 3 その他（ ）
意見の募集期間	年 月 日～ 年 月 日
備 考	

総務部長 殿

市民意見公募手続 実施結果報告書

下記のとおり市民意見公募手続を開始するので報告します。

担当課名	担当者 内線
案件名	
提出された意見の概要	
意見に対する考え方	
公表予定	上記について、 年 月 日から 年 月 日まで () において公表します。